

【代議員選挙に関するスケジュール】

2025 年 5 月

HP にて代議員選挙の公示、第 1 次有権者名簿公開

立候補届け出書類のアップロード

選挙権：正会員で入会年度が 2024 年以前・会費完納者

被選挙権：正会員で入会年度が 2021 年以前・会費完納者

2025 年 7 月 1 日～7 月 31 日まで

代議員立候補の受付（郵送）

*選挙権にかかわる会費入金期限も 2025 年 7 月 31 日です

2025 年 7 ～8 月

立候補届受領通知、資格審査、審査結果通知

HP にて第 2 次有権者名簿公開

異議申し立て受付（方法・期間は後日お知らせします）

立候補者、選挙権最終有権者の確定

2025 年 9 月

代議員選挙立候補名簿 投票用紙の送付

2025 年 10 月 1 日～10 月 31 日まで

代議員選挙（郵送）

2025 年 11 月

開票作業・選挙代議員の当選確定

選挙結果を受け、非選挙代議員選考委員会で非選挙代議員(50 名以内)の選定

2025 年 12 月

理事会にて当選者（選挙代議員）・非選挙代議員選出者の承認

以降順次

委嘱状の発送

HP にて新代議員名簿の掲載

役員（理事・監事、次々期（第 101 回）会長）選挙の公示、立候補受付

2026 年 3 月 4～6 日

第 98 回日本胃癌学会総会（室 圭 会長、沖縄）

新代議員による通常代議員総会、

理事・監事選挙、次々期（第 101 回）総会会長選挙

*代議員選任規定 定款施行細則第 1 号 第 2 章もご参照ください。（次頁より）

第2章 代議員の選任

第1節 総 則

(適用)

第14条 代議員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

(代議員の区分)

第15条 代議員はその選任の方法により、選挙によって選任される代議員（以下、選挙代議員と略記）と、選挙によらないで選任される代議員（以下、非選挙代議員と略記）とに区分する。

第2節 選挙代議員の選任

(選挙代議員の定数)

第16条 選挙代議員の定数は、300名以上とする。

(代議員の選出)

第17条 代議員の選出は代議員選挙管理委員会（以下代議員選管委と略記）の審査を経るものとする。

2. 代議員選管委の委員は、代議員のなかから若干名を理事長が理事会の議を経て委嘱する。

3. 代議員選管委の委員長は、委員のなかから理事長が理事会の議を経て委嘱する。

(選挙権の有権者)

第18条 有権者は本会の正会員であつて、会費を2年間以上完納した者とする。

2. 有権者の名簿は、投票6カ月前に公示される。公示後3カ月以内は選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

(被選挙権の有権者)

第19条 新しく代議員となることを希望する者は、別に定める書式により、定められた日までに理事長に届け出るものとする。

2. 候補者は連続5年以上、本会の正会員で、会費を完納した者とする。ただし、選出された代議員の任期となる前年の12月31日の時点で満65歳に達するものは候補者になれない。

3. 候補者は最近4年間に、胃癌またはそれに関連した研究業績を論文発表、あるいは学会発表し、その業績点数総計が10点以上ある者、あるいは機関紙「Gastric Cancer」に発表した者（共著者を含む）に限る。業績点数は論文の場合、著者は4点、共著者は2点とし、学会発表の場合、演者は2点、共同発表者は1点として算出する。

(投票)

第20条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第21条 有権者は代議員選管委から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、署名した所定の返送用封筒に入れ、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、直接、代議員選管委宛に郵送するものとする。

2. 投票は無記名投票とする。

(投票の無効)

第22条 次の各号の投票は、これを無効とする。

(1)所定の投票用紙を使用しなかったもの

- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 2人以上の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称を記入したものは有効とする。
- (5) 記載した氏名を確認できないもの
- (6) 選挙の期日までに到着しなかったもの
- (7) 投票用紙返信用封筒の署名がないもの。あるいは、署名が投票者以外のものであると、代議員選管委で判定されたもの。

(当選の決定)

第 23 条 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。

- 2. 得票同数の場合には、代議員選管委が抽選によって順位を定める。
- 3. 代議員選管委は、選挙結果を、速やかに理事会に報告する。

(選挙代議員の任期)

第 24 条 選挙代議員の任期は、その当選の決定が報告された理事会開催日の翌日に始まり、次の選挙代議員の任期が始まる前日に終わる。

- 2. 選挙代議員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。
- 3. 代議員で満 65 歳を過ぎた者は、次の総会終了後、その資格を失う。

(欠員の補充)

第 25 条 選挙代議員に欠員を生じたときは、会長は、理事会の議を経て、代議員選挙における次点者を、選挙代議員として補充することができる。

- 2. 前項によって選挙代議員を補充したときは、会長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 26 条 選挙代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、代議員選管委で処理されることを原則とする。

第 3 節 非選挙代議員の選任

(定数)

第 27 条 選挙による代議員のほか、非選挙代議員を、50 名以内置くことができる。

(選考委員会)

第 28 条 非選挙代議員を選考するために、本会に非選挙代議員選考委員会（以下、選考委員会と略記）を置く。

- 2. 選考委員会は次の各号の委員によって構成する。
 - 1) 理事長
 - 2) 理事 若干名
 - 3) 理事及び監事以外の正会員 若干名
- 3. 理事長以外の委員は、理事長が理事会の議を経て委嘱する。
- 4. 選考委員会の委員長は理事長とする。

(選考)

第 29 条 選考委員会は代議員選挙の行われた後に、本会の正会員である者の中から、非選挙代議員候補者を選考する。

(選任)

第 30 条 非選挙代議員は、業績、専門性など学会運営上の必要性を考慮して、選考委員会が推薦し、選考委員会の後に開催される理事会の議決を経て、選任する。その任期は、理事会で選任された翌日に始まり、次の非選挙代議員の任期が始まる前日に終わる。

2. 非選挙代議員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。

3. 前項によって非選挙代議員を選任したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

4. 代議員で満 65 歳を過ぎた者は、次の総会終了後、その資格を失う。

(欠員の補充)

第 31 条 非選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て、非選挙代議員として補充することができる。

2. 前項によって非選挙代議員を選任したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

第 3 章 代議員及び理事の選出のための専門科別区分

第 32 条 本会の専門科を次の 3 つとする。

(1) 外科

(2) 内科及びその他の臨床

(3) 基礎系

第 4 章 補 則

(変更)

第 33 条 この規則は、理事会及び代議員会の議決の議決によって変更することができる。

附 則

(1) この規則は、法人成立の日より施行する。

(2) この規則は、平成 24 年 2 月 8 日一部改正した。但し、第 12 条 1 項会長に関する規則は、平成 26 年に失効する。

(3) この規則は、平成 27 年 3 月 4 日一部改正した。

(4) この規則は、平成 29 年 3 月 8 日一部改正した。